

令和6年2月29日

伊達市長 堀井 敬太 様

伊達市大平地区換地委員会

委員長 鈴木 亨

令和5年度伊達市大平地区換地委員会に係る審議について（答申）

令和6年2月20日付けで諮問がありましたこのことについて、下記のとおり、答申いたします。

記

- ・一時利用地の指定に関すること  
内容は別添のとおり

諮 問 事 項	答 申 の 内 容
<p>(1) 一時利用地の指定に関すること</p>	<p>1 一時利用地の指定基準の策定  令和5年度の工事区域である大平4-1工区及び大平17工区の一  時利用地の指定について審議を行った。  当該工区の一時利用地にあつては、設計協議の段階で関係権利  者間で十分協議の上、決定したものであるため、換地委員会にお  いて承認され、別添のとおり決定した。</p> <p>2 一時利用地の指定の選定基準  従前地積は公簿上の地積で算定され、一時利用地積は工事出来  形図面を活用した求積により算定されていることを確認した。  また、指定基準地積にあつては、機能交換による市有地積が増  加したことにより、民有地はそれぞれ減歩となっている。</p> <p>3 諸権利の調整  大平4-1工区にあつては、数年度に工事がまたがることから、  一時的に土地の所有権及び耕作権等に増減が生じているが、次年  度以降調整することで、関係権利者間での合意形成がなされてい  ることを確認した。</p>

個人情報保護のため資料非公開